

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

金融庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	192	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	07_産業振興

提案事項（事項名）

信用保証協会法に基づく特別保証制度の創設・変更報告における軽微な変更等に係る手続きの簡素化

提案団体

茨城県、福島県

制度の所管・関係府省

金融庁、経済産業省

求める措置の具体的内容

信用保証協会法における特別保証制度の創設・変更報告について、法令等の制定又は改正に伴うものや軽微な内容変更の場合には、主務大臣への報告が省略可能となるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

信用保証協会が特別保証制度の創設・変更をする際には、信用保証協会法第 35 条及び第 52 条の規定により、都道府県知事又は市町村長を経由して主務大臣へ報告することとなっている。
当該報告については、金融庁長官・経済産業大臣通知により、法令や国が定める制度要綱の制定・改正に伴い特別保証制度を創設・内容変更する場合や、特別保証制度の軽微な内容変更を行う場合であっても報告が必要とされている（添付書類の一部省略は可能）が、形式的な性質が強く必要性に乏しい。
なお、貸出利率の変更及び字句の修正は現行でも報告省略可能とされている。
【参考】
提案県への報告回数（令和5年度）は以下の通り。
A 県
特別保証創設・改正に係る報告：12 件
上記のうち、法令改正や国の要綱改正等に伴うもの：8 件
B 県
特別保証創設・改正に係る報告：8 件
上記のうち、法令改正や国の要綱改正等に伴うもの：4 件

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県、市町村及び信用保証協会の業務の効率化につながる。

根拠法令等

信用保証協会法第 35 条、第 52 条、業務関係事項の報告について（平成 18 年 1 月 26 日付け金融庁長官・経済産業大臣通知）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

栃木県、京都府、和歌山県、佐賀県、宮崎県

○提案県同様、特別保証制度の軽微な内容変更を行う場合の報告は、形式的な性質が強く必要性に乏しいと考えており、法令等の制定又は改正に伴うものや軽微な内容変更の場合には、主務大臣への報告が省略可能となるよう見直しを求める。

当県（令和5年度）

特別保証制度・改正に係る報告：11 件

上記のうち、法令改正や国の要綱改正等に伴うもの：4件

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

金融庁(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	264	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

資金決済に関する法律に基づく前払式支払手段の利用拡大

提案団体

福島県、山形県

制度の所管・関係府省

金融庁

求める措置の具体的内容

資金決済に関する法律における前払式支払手段については、同法第3条第1項において、物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に限定されているため、「貸付金元利収入」、「延滞金及び遅延損害金」、「不動産売払代金」、「過料」、「損害賠償金」、「不当利得による返還金」(以下「貸付金元利収入等」という。)の収入も含まれるよう、対象の見直しを求める。

具体的な支障事例

資金決済に関する法律における前払式支払手段については、同法第3条第1項において、物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるものと定められている。
このため物品等を購入する場合等の納入通知書は、スマホ決済アプリでの納付に対応できるが、「貸付金元利収入」「延滞金及び遅延損害金」、「不動産売払代金」、「過料」、「損害賠償金」、「不当利得による返還金」については必ずしも前払式支払手段によることができるわけではないと考えており、納入通知書の統一的な取扱いができないため、納入義務者の納付の利便性を向上させることができない実態がある。
そこで、資金決済に関する法律における前払式支払手段の対象に、「貸付金元利収入」「延滞金及び遅延損害金」、「不動産売払代金」、「過料」、「損害賠償金」、「不当利得による返還金」も一律に含めることで支障が解決するものとする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

納入通知書の統一的な取扱いが可能となり、納入義務者の利便性向上に繋がる。

根拠法令等

資金決済に関する法律第3条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、さいたま市、越谷市、名古屋市、高知市、長崎市、熊本市、宮崎県

○当市においては、前払式支払手段について、今まで要望がなかったため必要性は生じていなかったが、今後、支払方法の多様化に対応していくにあたり、納入義務者の利便性の向上に繋がっていくと考える。

○・市税では eLTAX(エルタックス・共通納税システム)による支払方法の一つとして前払い式支払手段(楽天キャッシュ等)が使用できる。

・制度改正による効果が考えられる

○当市では、前払式支払手段が不可能な歳入であっても、コンビニ納付やコンビニバーコードを利用したスマホ決済の後払式支払手段を可能とするためコンビニバーコードを印字している。しかし、当該コンビニバーコードは前払式支払手段による決済もできてしまうため、利用者への案内が困難な状況である。